

鳥取大学職員の高年齢継続雇用に関する規程の一部改正について

改正理由

鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴い、この規程の一部を改正するものである。

改正要綱

- 一 鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴う所要の整備を図ること。
- 二 この規程は、平成19年4月1日から施行すること。

鳥取大学職員の高年齢継続雇用に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(高年齢継続雇用)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 条 鳥取大学職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 36 号。以下「職員就業規則」という。)第 21 条、第 22 条又は鳥取大学教員の就業に関する規程(平成 16 年鳥取大学規則第 37 号)第 9 条第 2 項の規定により定年退職する職員のうち、定年退職後引き続き本学に勤務することを希望する者については、特段の事情のない限り、その者が満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの雇用(以下「高年齢継続雇用」といい、この規程により雇用する者を「高年齢継続雇用職員」という。)を行うものとする。</p> <p>2 高年齢継続雇用は、鳥取大学有期契約職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 53 号。以下「有期契約職員就業規則」という。)第 2 条に規定する有期契約職員としての雇用及びその雇用期間の更新により行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、定年退職した職員の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要があると学長が認めたとときは、職員就業規則第 23 条に規定する再雇用及びその任期の更新により、高年齢継続雇用を行うことができる。</p> <p>4 第 2 項の規定により、有期契約職員として雇用された高年齢継続雇用職員については、有期契約職員就業規則第 8 条第 1 号ただし書の規定は適用しない。</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第 4 条 高年齢継続雇用職員の職務内容、配置場所、勤務時間は、高年齢継続雇用を希望する職員の従前の職務内容、勤務実績、高年齢継続雇用時点での健康状態、高年齢継続雇用後の業務に対する意欲、高年齢継続雇用しようとする職への適性、必</p>	<p>(高年齢継続雇用)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 条 鳥取大学職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 36 号。以下「職員就業規則」という。)第 21 条、第 22 条又は鳥取大学教員の就業に関する規程(平成 16 年鳥取大学規則第 37 号)第 9 条第 2 項の規定により定年退職する職員のうち、定年退職後引き続き本学に勤務することを希望する者については、特段の事情のない限り、その者が満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの雇用(以下「高年齢継続雇用」といい、この規程により雇用する者を「高年齢継続雇用職員」という。)を行うものとする。</p> <p>2 高年齢継続雇用は、鳥取大学非常勤職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 53 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)第 2 条に規定する非常勤職員としての雇用及びその雇用期間の更新により行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、定年退職した職員の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要があると学長が認めたとときは、職員就業規則第 23 条に規定する再雇用及びその任期の更新により、高年齢継続雇用を行うことができる。</p> <p>4 第 2 項の規定により、非常勤職員として雇用された高年齢継続雇用職員については、非常勤職員就業規則第 8 条第 1 号ただし書の規定は適用しない。</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第 4 条 高年齢継続雇用職員の職務内容、配置場所、勤務時間は、高年齢継続雇用を希望する職員の従前の職務内容、勤務実績、高年齢継続雇用時点での健康状態、高年齢継続雇用後の業務に対する意欲、高年齢継続雇用しようとする職への適性、必</p>

要な資格の有無，本人の希望等を総合的に勘案し，欠員及び職員構成の状況等を踏まえて，学長が決定する。

2 高年齢継続雇用職員の勤務時間は，次のとおりとする。

一 有期契約職員として雇用された者

有期契約職員就業規則第34条第1項に規定する勤務時間

二 職員就業規則第23条の規定により再雇用された者

週40時間又は週16時間から週32時間の範囲内

3 その他，高年齢継続雇用職員の勤務条件については，職員就業規則及び有期契約職員就業規則の定めるところによる。

(略)

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行し，平成18年度以降の定年退職者に適用する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず，高年齢継続雇用職員のうち，生年月日が次表に定めるものいづれかに該当する有期契約職員の雇用期間については，その者が次の表の各生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までを限度とする。

生年月日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

要な資格の有無，本人の希望等を総合的に勘案し，欠員及び職員構成の状況等を踏まえて，学長が決定する。

2 高年齢継続雇用職員の勤務時間は，次のとおりとする。

一 非常勤職員として雇用された者

日々雇用職員又はパート雇用職員ごとに，非常勤職員就業規則第2条第1項に規定する勤務時間

二 職員就業規則第23条の規定により再雇用された者

週40時間又は週16時間から週32時間の範囲内

3 その他，高年齢継続雇用職員の勤務条件については，職員就業規則及び非常勤職員就業規則の定めるところによる。

(略)

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行し，平成18年度以降の定年退職者に適用する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず，高年齢継続雇用職員のうち，生年月日が次表に定めるものいづれかに該当する非常勤職員の雇用期間については，その者が次の表の各生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までを限度とする。

生年月日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳

別紙様式	別紙様式
定年退職後の高年齢継続雇用についての意向調査書	定年退職後の高年齢継続雇用についての意向調査書
国立大学法人 鳥取大学長 殿	国立大学法人 鳥取大学長 殿
所属	所属
職名	職名
氏名	氏名
年 月 日	年 月 日
下記のとおり、定年退職後の高年齢継続雇用についての意向を提出します。	下記のとおり、定年退職後の高年齢継続雇用についての意向を提出します。
記	記
1 定年退職後の高年齢継続雇用に対する希望の有無	1 定年退職後の高年齢継続雇用に対する希望の有無
高年齢継続雇用を希望する。	高年齢継続雇用を希望しない。
2 希望する高年齢継続雇用の形態	2 希望する高年齢継続雇用の形態
非常勤職員としての雇用	有期契約職員としての雇用
日々雇用職員 希望する勤務時間 週 日	フルタイム勤務(週5日,1日8時間勤務)
パート雇用職員 希望する勤務時間 週 日,1日 時間	フルタイム以外の勤務(1日8時間以内で,週30又は32時間以内の勤務)
職員就業規則第23条の規定による再雇用	希望する勤務時間 週 日,1日 時間
フルタイム勤務(週5日,1日8時間勤務)	職員就業規則第23条の規定による再雇用
短時間勤務(週16時間~週32時間勤務)	フルタイム勤務(週5日,1日8時間勤務)
3 希望する高年齢継続雇用の期間	短時間勤務(週16時間~週32時間勤務)
定年退職日の翌日から 年 月 日まで	希望する高年齢継続雇用の期間
4 高年齢継続雇用後の職務内容,配置場所等の決定に資するため,在職中の知識,経	定年退職日の翌日から 年 月 日まで
験	高年齢継続雇用後の職務内容,配置場所等の決定に資するため,在職中の知識,経
験	験

験，専門性(資格)をどのように活かして職務にあたることを考えているのか，どのような業務を希望するのかを具体的に記入願います。

該当する事項の にレ点を記入するとともに，その他の事項については具体的に記入願います。

験，専門性(資格)をどのように活かして職務にあたることを考えているのか，どのような業務を希望するのかを具体的に記入願います。

該当する事項の にレ点を記入するとともに，その他の事項については具体的に記入願います。